

自走式立体駐車場

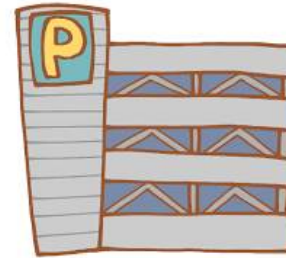


自走式立体駐車場の建築

自走式立体駐車場を建築する場合は以下の方法があります。

①一般建築物

②大臣認定品



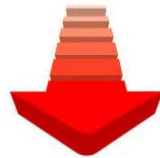
	一般建築物	大臣認定品
階層	制限なし	・一般認定: 6層7段まで ・個別認定: 8層9段まで
面積	制限なし	・1フロア 4,000m ² 以内 ・短辺方向55m以内
指定車両	制限なし	・車両総重量2.0t以下 ・車両総重量2.5t以下

大臣認定品は若干の制限はありますが、さまざまなメリットを有しています！

大臣認定自走式駐車場のメリット

What is 認定？

建築基準法に基づき『耐火建築物に相当する防耐火性能を有する』として国土交通大臣より認定を受けている駐車場です。



メリット！



主要構造部の鉄骨に耐火被覆不要

隣地境界線等からの離隔距離の緩和

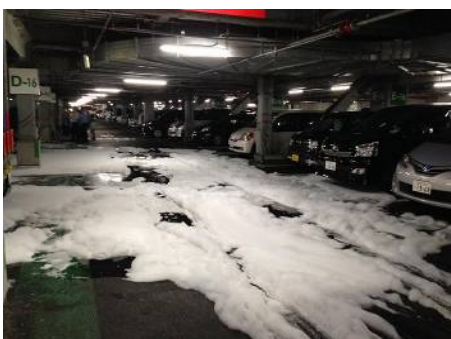
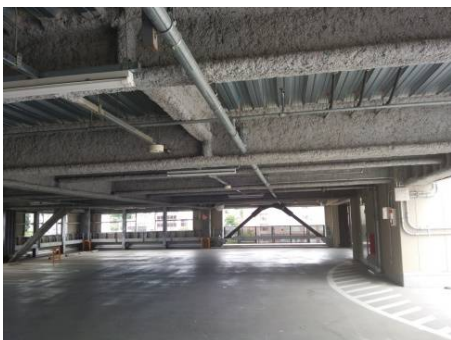
防火区画や防火シャッターが不要

消火設備の簡略化

認定メーカー責任施工で品質保持

メリットの具体例

一般建築



大臣認定品



耐火被覆不要

防火区画・シャッター不要
(車路が区画の代用となるため)



移動式粉末消火設備



A B C 消火器

なるほど！認定自走式駐車場

認定自走式駐車場

一般建築と比べて...

設備の緩和

短い工期

メンテ低減

コストダウン



- ・イニシャルコスト&ランニングコスト両方の低減が可能！
- ・コスト低減だけでなく離隔緩和で土地の有効活用も可能！

Q

認定の制限を超える場合や施設併用の場合は一般建築になるの？

A

一般建築の自由度と認定のメリット両方を兼ね備えた個別認定！

次回

個別認定駐車場について

～駐車場の形を自由にデザインしたり、
施設を併用したり「賑わいのある建物に」～